

広報広聴課長 様

愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議
事務局（担当課長：八幡浜支局企画課長）

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議		
事務局（担当課）	南予地方局保健福祉環境部 八幡浜支局企画課 （担当）医療対策係長 菰田 健太郎 （内線）6-5050-279		
設 置 根 拠	☒ 法 律 ☐ 条 例 ☒ 要綱等 （名称）医療法 愛媛県八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議設置要綱		
設 置 年 月 日	平成 27 年 6 月 12 日		
審議会・検討会等の内容	八幡浜・大洲構想区域における地域医療構想を策定し、その実現に関する事項や医療提供体制の課題に関する事項の調整・協議等を行う。		
公開・非公開決定（予定）日 （決定した会議開催日等）	令和 6 年 9 月 2 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☒ 公 開 ☐ 全部公開 ☐ 非公開 ☒ 部分公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
指定管理に対する基本方針	西予市の病院等指定管理に係る意見聴取に関して、公開することにより、未確定な情報について誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	“(1)-5”	
摘 要	新たな決定		
		報 告 日	令和 6 年 10 月 22 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条例第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。